

## 福祉のてびき（令和6年度改訂版）変更・修正項目一覧

（令和7年12月更新版）

大	中	小	頁	変更・修正内容
1 高齢者のために	1 介護保険制度について	2 保険料の決め方・納め方	1-3	・該当要件の変更(P.1) ・「※4」の記載変更(P.2)
		4 サービスを利用したときの自己負担	7-10	・該当要件の変更等(P.8) ・該当要件の変更等(P.10)
	4 高齢者のための福祉サービス	1 高齢者の安全、安心な在宅生活のために	13-17	・関連頁数の修正(P.15) ・関連頁数の修正(P.16)
		3 在宅で高齢者を介護する家族のために	18-20	・関連頁数の修正(P.19)
		4 高齢者の生きがいのために	20-22	・一部事業の廃止(P.20) ・一部事業の廃止予定(P.21) ・事業の一部廃止予定(P.22) ※令和7年度まで実施 ※令和7年度まで実施
5 高齢者の健康づくり	4 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、高齢者肺炎球菌感染症の予防接種を受けたいときは	23-24	・事業追加(P.23) <span style="background-color: yellow;">! NEW !</span>	
	6 認知症に関する相談をしたいときは	24	・関連頁数の修正(P.24)	
2 障がいのある人のために	1 相談したいときは	1 基幹相談支援センター・相談支援事業所	26-27	・事業所住所変更(P.26)
		2 身体障がい、知的障がいに関する相談	27-28	・各相談員に係る変更(P.27) ・各相談員に係る変更(P.28)
	3 障がいのある人のための福祉サービス	3 日中活動系サービス(訓練等給付)	31	・サービス追加(P.31) <span style="background-color: yellow;">! NEW !</span>
	7 障がいのある人の予防接種について	帯状疱疹の予防接種	38	・事業追加(P.38) <span style="background-color: yellow;">! NEW !</span>
	8 その他の事業について	1 法定後見人の市長申立	39	・文言修正(P.39)

## 福祉のてびき（令和6年度改訂版）変更・修正項目一覧

（令和7年12月更新版）

大	中	小	頁	変更・修正内容
3 児童・ひとり親家庭のために	1 児童育成のために	病児・病後児保育事業	45	・電話番号変更(P.45)
		子育て支援センター	45	・住所、電話番号等変更(P.45)
児童館		46	・電話番号変更(P.46)	
放課後児童クラブ		46	・文言修正(P.46)	
	3 子どもの健康づくり	1 赤ちゃんが生まれるまでは	50	・文言追加(P.50)
		2 赤ちゃんが生まれたら	51-52	・事業名、記載項目変更(P.51) ・受診場所変更(P.51-52)
4 生活に困られている人のために	2 生活困窮者の支援	住宅確保給付金の支給	57	・文言修正(P.57)
		一時生活支援事業	57	・事業変更(P.57)
6 心の健康に悩みのある人のために	1 心の健康や、精神疾患、精神障がいについて	1 心の健康について相談したいときは	59-60	・文言修正、構成変更(P.59-60)
7 保健・医療事業	1 成人の健康づくり	1 健康診査を受けたいときは	61-63	・文言修正(P.63)
		3 健康に関する学習をしたいときは	64	・文言修正(P.64)
		4 健康づくりを推進している地区組織	65	・文言修正(P.65)
	2 救急医療	夜間・休日急患診療所	66	・開所時間の変更(P.66)
		休日救急当番病院	66	・開所曜日の変更(P.66)
	3 医療費助成について	2 特別医療費助成	4 特定医療費(指定難病)助成	67-68
9 小児慢性特定疾病医療費助成			69	・文言修正(P.69)
10 肝がん・重度肝硬変治療の医療費助成			71	・文言追加(P.71)
			71	・事業追加(P.71) <span style="background-color: yellow;">! NEW !</span>

## 福祉のてびき（令和6年度改訂版）変更・修正項目一覧

（令和7年12月更新版）

大	中	小	頁	変更・修正内容
8 国民健康保険	1 国民健康保険制度について	1 こんなときには届け出てください 2 国保で受けられる給付 5 医療費を大切に 6 皆さんの保険料が国民健康保険制度を支えています	72 72-75 75-76 77-78	・文言修正(P.72) ・(※2)の記載変更(P.74) ・文言削除(P.76) ・金額変更(P.78)
9 国民年金	1 老後や万一の場合に備えて知っておきたい知識	1 老齢基礎年金	79-80	・文言修正(P.80)
10 後期高齢者医療制度	1 後期高齢者医療制度について	3 医療機関で支払う費用	83-85	・金額変更等(P.83-84) ・文言削除(P.84-85)
11 関連施設		保育園、認定こども園、小規模保育事業	90-92	・施設情報変更(P.91-92)
12 各種相談窓口		各相談窓口・相談事業をご利用ください	93-95	・文言修正(P.95)
裏表紙				【こども未来課】 記載内容変更

## 福祉のてびき（令和6年度改訂版） 変更・修正内容

（令和7年12月更新版）

・発行以降、制度改正等により内容に変更・修正があった箇所は下記のとおりです。

### 【P. 1】

保険料 段階	該当する人		算定方法	年間 保険料額	
1	本人が 市民税非 課税	世帯 全員が 市民税 非課税	㉞ 生活保護受給者 ㉟ 老齢福祉年金受給者 ㊱ 本人の前年の公的年金等収入額(※1)と その他の合計所得金額(※3)の合計が80 万9千円(※4)以下	基準額×0.285	20,862円
2			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合 計所得金額の合計が120万円以下	基準額×0.485	35,502円
3			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合 計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.685	50,142円
4	課税 者が いる	世帯に 市民税	本人の前年の公的年金等収入額とその他の合 計所得金額の合計が80万9千円(※4)以下	基準額×0.85	62,220円
5			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合 計所得金額の合計が80万9千円(※4)超	基準額	73,200円
6	課税 市民 本人 が		本人の前年の合計所得金額(※2)が120万円 未満	基準額×1.2	87,840円
7			本人の前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	基準額×1.35	98,820円

### 【P. 2】

※4 ~~令和7年4月より、80万9千円に見直しされる予定です。~~

令和8年度に限り、税制改正の影響により本人または世帯員の給与等の収入金額が55万円を超え190万円以下の者は、表の段階と異なることがあります。

【P. 8】

段階	対象	負担限度額(1日あたり)		
		居住費・滞在費		食費
第1段階	生活保護を受けている人 高齢福祉年金を受給されて いて本人の預貯金等の合計額 が1,000万円(配偶者がいる場 合は、夫婦の合計額が2,000 万円)以下の方	ユニット型個室	880円	300円 (短期入所:300円)
		ユニット型 個室的多床室	550円	
		従来型個室	特養等 380円 老健・医療院等 550円	
		多床室	0円	
第2段階	本人・配偶者・ 世帯全員が市 民税非課税 本人の「公的年金等収入額と 非課税年金収入額とその他の合 計所得金額」の合計が年間80 万9千円※以下で、本人の預貯 金等の合計額が650万円(配 偶者がいる場合は、夫婦の合 計額が1,650万円)以下の方	ユニット型個室	880円	390円 (短期入所:600円)
		ユニット型 個室的多床室	550円	
		従来型個室	特養等 480円 老健・医療院等 550円	
		多床室	430円	
第3段階 ①	本人の「公的年金等収入額と 非課税年金収入額とその他の合 計所得金額」の合計が年間80 万9千円※超の120万円以下 で、本人の預貯金等の合計額が 550万円(配偶者がいる場合 は、夫婦の合計額が1,550万 円)以下の方	ユニット型個室	1,370円	650円 (短期入所:1,000円)
		ユニット型 個室的多床室	1,370円	
		従来型個室	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円	
		多床室	430円	
第3段階 ②	本人の「公的年金等収入額と 非課税年金収入額とその他の合 計所得金額」の合計が年間120 万円超で、本人の預貯金等の合 計額が500万円(配偶者がい る場合は、夫婦の合計額が1,5 00万円)以下の方	ユニット型個室	1,370円	1,360円 (短期入所:1,300円)
		ユニット型 個室的多床室	1,370円	
		従来型個室	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円	
		多床室	430円	

・配偶者が別世帯にいる場合も、その配偶者を含めます。

・第2号被保険者は、段階に関わらず預貯金等の合計額が1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)以下です。

※令和7年8月より、80万9千円に見直しされる予定です。

【P. 10】

対象となる方	世帯上限額 (1カ月当たり)
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般(上記以外の住民税課税世帯の方)	44,400円
世帯全員が市民税非課税	15,000円(個人)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前年の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円※以下の人 ※令和7年8月より、80万9千円に見直しされる予定です。</li> <li>● 老齢福祉年金を受給している人</li> </ul>	
● 生活保護を受けている人	15,000円(個人)
● 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯)

【P. 15】

●おたっしや教室

65歳以上の高齢者を対象に、運動指導や栄養指導、口腔ケア指導、認知症予防を目的とした教室を開催します。

対象者 ・65歳以上の高齢者(医師から運動制限を受けている人、介護保険の通所系サービス、リハビリテーションを利用している人を除く。)

教室の内容 ・3か月間(1回あたり2時間程度、全12回)で運動や栄養、歯と口の健康を目的とした講話と実技を内容とした通所型集団運動教室  
・必要な人には送迎を行います。

利用料 ・1回 500円

問い合わせ ・各地域包括支援センター(12～13ページをご覧ください。)

【P. 16】

●認知症サポーター養成講座

認知症に関する知識だけではなく認知症の人に関する正しい理解を持ち、認知症の本人やその家族などとともに活動する人が増えるよう、学校・企業・自治会などに講師を派遣し、出前講座を開催します。

対象者 ・学校、企業、自治会などおむね3名以上のグループ

開催場所 ・会場の確保をお願いします。

問い合わせ ・各地域包括支援センター(12～13ページをご覧ください。)

●オレンジカフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、お茶等を楽しみながら気軽に立ち寄れる集いの場です。介護の相談だけではなく、認知症になっても安心して暮らし続けることができるよう情報交換をします。

問い合わせ ・各地域包括支援センター(12～13ページをご覧ください。)

【P. 19】

●認知症高齢者等安心見守り登録事業

認知症によりひとりで外出することに不安のある人やトラブルに巻き込まれる心配のある人を、登録していただき、認知症になっても安心して外出できるような仕組みを作りながら、万が一の場合に備えるための事業です。

登録方法 ・本人の顔写真と全身写真の2枚をお持ちになり、本人、家族、親族又は支援者が申請してください。

登録の流れ ・登録情報は、市と警察署で保管し、行方不明になった場合に迅速に情報を決定します。

問い合わせ ・各地域包括支援センター(12～13ページをご覧ください。)

その他 ・連帯保証人が2人必要です。  
工事着工前に申請が必要です。

## 【P. 20】

### ●高齢者住宅整備資金の貸付

—高齢者と同居する世帯に対し、高齢者のために住宅を増改築するための資金を貸し付けします。

—対象者——・60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人

—対象工事——・高齢者の専用居室、浴室、台所、便所、廊下の増改築

—貸付金額——・50万～250万円

—貸付利率等——・元利均等半年賦償還、年利3.5%以内(貸付時の財政融資資金の利率に応じ  
て決定します。)

—償還期間——・10年以内(貸付額に応じて変わります。)

—その他——・連帯保証人が2人必要です。

—工事着工前に申請が必要です。

## 【P. 21】

### ●金婚・ダイヤモンド婚記念祝賀事業

—結婚50周年(金婚)・結婚60周年(ダイヤモンド婚)を迎えるご夫婦をお祝いします。

## 【P. 22】

### ●高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業

60歳以上の高齢者の団体(10人以上)が研修などを受ける際に貸切バス又は借上バスなどを利用した場合、基本運賃の一部を市が助成します。また、研修などを受ける際の移動手段としては、~~高齢者介護予防バスも運行しています。~~利用条件・利用範囲などについては、申し込みの際にご確認ください。

問い合わせ・申し込み ・市社会福祉協議会(地域福祉課)  
・各総合福祉センター

## 【P. 23】

4 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、高齢者肺炎球菌感染症、带状疱疹の予防接種を受けたいときは

### 追加事業 ! NEW !

#### ●带状疱疹の予防接種

対象者:該当年度内に65歳になる人

(令和7～11年度は、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方は対象者となります。  
101歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象となります。)

期間:該当年度の1年間

問い合わせ:保健医療課(駅南庁舎)予防接種推進係(0857-30-8640)

## 【P. 24】

6 認知症に関する相談をしたいときは

ア 地域包括支援センター

認知症のことや介護の悩みなどの相談をお受けします。

問い合わせ ・各地域包括支援センター(12～13ページをご覧ください。)

イ 認知症地域支援推進員

各地域包括支援センター等に、各圏域を担当する認知症地域支援推進員がいます。認知症地域支援推進員は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人の希望を聞き、自分らしい暮らしの実現に向け一緒に考え、取り組みます。

問い合わせ ・各地域包括支援センター(12～13ページをご覧ください。)

【P. 26】

●相談支援事業所 アプローチ  
問い合わせ ●鳥取市寿町791番地8 行徳一丁目121番地

【P. 27】

●身体障がい者相談員 (任期:R7/4/1~R9/3/31)

※任期終了後は相談員は変更になる場合があります。

氏名	住所	電話番号/FAX/メール	主な分野
やまさき けんじ 山崎 建治	桜谷	0857-26-5128	肢体
またえ しょういち 前田 洋一	吉方温泉一丁目	0857-26-6781	肢体
よねはら きみえ 米原 喜美恵	浜坂一丁目	FAX:0857-27-5410	聴覚
とくだ みつよし 徳田 光好	杉崎	FAX:0857-53-3890	聴覚
あんようじ たてし 安養寺 達志	河原町布袋	0858-85-0238	肢体
ふくだ てつこ 福田 哲子	河原町鮎ヶ丘	0858-85-2544	内部
やまね ゆたか 山根 裕	用瀬町安蔵	0858-87-3011	肢体
たなか ふみお 田中 文男	佐治町余戸	0858-89-1404	内部
たになか あつし 谷中 篤	気高町奥沢見	0857-82-0597	内部
かつた やすあき 勝田 泰昭	青谷町紙屋	0857-87-0038	内部
たにくち やすお 谷口 康夫	鹿野町鹿野	0857-84-2233	内部
いぐち ひろかず 井口 博一	面影一丁目	0857-24-6525	腎臓病
おくた はるとし 奥田 春寿	徳尾	090-1013-3330	人工肛門 人工膀胱
しもかわ まえみ 下河 真恵美	国府町麻生	<a href="mailto:mks.iwayo7892@ezweb.ne.jp">mks.iwayo7892@ezweb.ne.jp</a>	肢体

【P. 27】

●知的障がい者相談員 (任期:R7/4/1~R9/3/31)

氏名	住所	電話番号/FAX
おおたに よしひろ 大谷 喜博	田園町一丁目	0857-24-1226
まつ たに ひろし 松ノ谷 博	田園町三丁目	0857-23-5659
たなか けいこ 田中 啓子	江崎町	0857-23-8877
やまもと まさよ 山本 誠代	田島	0857-21-7104
つばき けいこ 椿 圭子	立川町二丁目	0857-22-7657
まつしま のぶこ 松島 信子	宮長	0857-51-7202
たかがき みえ 高垣 美恵	浜坂一丁目	0857-27-4464

【P. 28】

●精神障がい者相談員 (任期:R7/4/1~R9/3/31)

【P. 31】

3 日中活動系サービス(訓練等給付)

追加サービス ! NEW !

名称	サービスの内容
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【P. 38】

7 障がいのある人の予防接種について

追加事業 NEW!

● 带状疱疹の予防接種

対象者：該当年度に満60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい等で日常生活がほとんど不可能な程度の人。ただし、この障がいについて、身体障害者手帳1級を有する人又はその障がいの程度が同等と証明できる人

期間：該当年度の1年間

【P. 39】

1 法定後見人の市長申立

対象者 ●判断が十分でない見守身寄りのない障がい者で、申立てを行う人がいない人

自己負担 ●申立費用や選任された後見人などの報酬(視資力に応じ費用の一部又は全部が助成されます)

【P. 45】

●病児・病後児保育事業

病児保育施設	せいきょう子どもクリニック 病児保育室キッズルーム「こぐま」
	(末広温泉町566 ☎0857-27-2211)
	病児保育室とくよしさかえまち (栄町211-2 ☎0857-30-6651)
	病児保育室とくよしこやま (湖山町東2丁目140-2 ☎0857-30-6540)
	コモド第三保育園瓦町 (鳥取市瓦町261 ☎0857-50-0555)

●子育て支援センター

支援センターの名称	所在地	電話番号	備考
子育て支援センター「スマイル広場」	福部町海士345-1	0857-75-2053	福部保育園内

【P. 46】

●児童館

健全な遊びを通して、児童の健康の増進と豊かな情操を育む施設です。0から18歳までの児童およびその保護者を対象としています。

※乳幼児の利用に際しては保護者同伴としています。

問い合わせ ・幼児保育課(駅南庁舎)☎0857-30-8236

【P. 46】

●放課後児童クラブ

昼間保護者が労働等により昼間家庭にいないのいない家庭の小学校及び又は義務教育学校(前期課程)の児童を放課後お預かりし、児童の健全育成を図ります。放課後児童クラブの運営は、保護者会及びNPO法人等に委託し、40校で実施しています。

問い合わせ ・教育委員会事務局学校教育課 ☎0857-30-8414

・各小学校及び義務教育学校(前期課程)の放課後児童クラブ

【P. 50】

1 赤ちゃんが生まれるまでは

●妊娠届け出・おやこ健康手帳(母子健康手帳)の交付

妊娠されたら、おやこ健康手帳(母子健康手帳)と妊婦一般健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票・妊婦歯科健診受診票・産後健康診査受診票・1か月児健康診査受診票を交付します。受診票を利用して健診や検査を受けましょう。

おやこ健康手帳(母子健康手帳)は妊娠・出産・育児に関する大切な記録となります。

大事に保管しておきましょう。

交付場所 ・こども家庭センター こそだてらす(駅南庁舎)

・鳥取東保健センター(国府町総合支所内)

・各総合支所市民福祉課

●妊婦さん応援給付金

おやこ健康手帳(母子健康手帳)の交付を受けた方を対象に支給します。

●妊婦のための支援給付金

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊婦や子育て世帯等への経済的支援を行います。

【P.51】

2 赤ちゃんが生まれたら

●~~出産・子育て応援給付金事業~~

~~—妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊婦や子育て世帯等への経済的支援を行います。~~

【P. 51-52】

●乳幼児健康診査

健診種類、実施場所、内容等

健診の種類	受診場所	内容	個人通知	備考
新生児聴覚検査	出産された医療機関	聴覚検査	なし	受診票使用 (母子健康手帳交付時に配布)
1か月児健康診査	出産された医療機関 <b>又は小児科医院等</b>	身体計測・診察等	なし	有料
3～4か月児健康診査	小児科医院等	身体計測・診察等	なし	受診票使用 (赤ちゃん訪問時に配布)

健診の種類	受診場所	内容	個人通知	備考
6か月児健康診査	鳥取市役所 駅南庁舎 <del>鳥取東保健センター</del> 用瀬保健センター 気高保健センター	身体測定・診察 絵本の読み聞かせ 離乳食相談 育児相談	あり	—
9～10か月児健康診査	小児科医院等	身体測定・診察等	なし	受診票使用(6か月児健診時に配布)
1歳6か月児健康診査	鳥取市役所 駅南庁舎 <del>鳥取東保健センター</del> 用瀬保健センター 気高保健センター	身体測定・診察 歯科検診・フッ化物塗布・歯科相談 栄養相談 ことばや育児等の相談	あり	—
2歳児歯科健康診査		歯科検診・歯科相談・フッ化物塗布	あり	—
3歳児健康診査		身体測定・診察 歯科検診・歯科相談・フッ化物塗布(希望者のみ)、栄養相談 尿検査・器械による視力検査 育児やしつけ、発達等の相談	あり	—

【P. 57】

●住居確保給付金の支給

離職等により住居を失うおそれのある方であり、収入等などが一定水準以下の者方に対して、有期で家賃相当額を支給します。

●~~一時生活支援事業~~

~~—住居のない困窮者の方で、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り宿泊場所の供与等の緊急的な支援を実施します。~~

●居住支援事業

住居を持たない方やネットカフェ宿泊を続けているなど不安定な住居形態にある方に対して、一定期間内に限り宿泊場所の供与などの緊急的な支援を実施します。

また、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

## 1 心の健康や、精神疾患、精神障がいについて

問  
い  
合  
わ  
せ

保健医療課(駅南庁舎)心の健康支援室 ☎0857-22-5616  
鳥取東保健センター、各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

### 1 心の健康について相談したいときは

#### ●個別相談

心の健康、精神疾患、精神障がい者である方(うつ、統合失調症、**ひきこもり・アルコール等の依存症**など)に関する様々な相談に応じています。ご家族からの相談にも応じます。

相談によっては、保健師による訪問指導を行ったり、治療等の専門機関と連携をとりながら支援を行います。

#### ●デイケア

在宅の精神障がいのある人が、レクリエーションなどをとおして交流を深めながら、日常の相談ができる場所です。

【さわやかサロン(地域生活支援事業)】

- 場所 ● 富安二丁目96 さわやか会館  
開催時期 ● 毎週火曜日 午後1時30分～3時(祝日、お盆、年末年始を除く)  
問い合わせ ● 保健医療課 心の健康支援室  
【南部・西部地域デイケア】  
問い合わせ ● 各総合支所市民福祉課

### 2 依存症(アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等)について相談したいときは

アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等のことについて気になっている方、やめられない本人、家族等からの相談に保健師が個別に応じます。

#### ●専門相談

【アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等専門相談】

アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等のことについて気になっている方、やめられない本人、家族の相談に、専門の医師・相談支援コーディネーターが応じます。

- 日 時 ● 毎月第2金曜日 午後3時～4時 ※6月と11月は土曜日  
会 場 ● さわやか会館 3階 第1研修室  
事前予約 ● 必要(開催日の2日前まで)  
問い合わせ ● 保健医療課心の健康支援室

#### ●家族教室

【アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等家族教室】

家族が正しい知識を得ること、参加者同士の話し合いをとおして、家族自身がゆとりをもって自分らしく過ごせることを目指しています。

- 対 象 ● **アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等のことでお困りのご家族等(ご本人以外)**  
● **ご家族のアルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等のことでお困りの方(ご本人はご遠慮ください)**  
日 時 ● 毎月第2金曜日 午後1時30分～3時 ※6月と11月は土曜日  
会 場 ● さわやか会館 3階 第2研修室  
内 容 ● ミニ講義レクチャーと話し合い

### 3 ひきこもりについて相談したいときは

ひきこもりに関する、本人、家族等からの相談について保健師が個別に応じます。

#### ●家族教室

【ひきこもり家族教室】

家族が正しい知識を得ること、参加者同士の話し合いをとおして、家族自身がゆとりをもって自分らしく過ごせることを目指しています。

- 対 象 ● ひきこもりのことでお困りのご家族等(ご本人以外)  
日 時 ● 毎月第3火曜日 午前10時～12時  
会 場 ● さわやか会館 3階 第2研修室  
内 容 ● ミニ講義と話し合い  
事前予約 ● 不要  
問い合わせ ● 保健医療課 心の健康支援室

### 2 4 心の健康に関する学習をしたいときは

【P. 63】

1 健康診査を受けたいときは

●ふしめ歯科健診

- 内容 ● 歯科医師によるむし歯、歯周病などの健診  
料金 ● 無料  
対象者 ● 年度内に20、30、40、50、60、70歳に到達する人及び45、55、65歳に到達する鳥取市国民健康保険加入者  
対象者 ● 鳥取県東部歯科医師会所属の各歯科医院

【P. 64】

3 健康に関する学習をしたいときは

生活習慣病の予防と健康の保持・増進を図るため、講演会、健康教室、~~運動~~などの講習会を開催します。

●健康教室

- 内容 ● 糖尿病予防教室、適塩講座など  
● がんや生活習慣病予防(糖尿病や高血圧など)に関する教室など  
● けんこうウォーキング、しゃんしゃん体操など

●健康に関する自主グループ

- 内容 ● 生活習慣病予防グループ、歩こう会、生命の貯蓄体操など

【P.65】

4 健康づくりを推進している地区組織

●食育推進員

「家庭からはじまる食育の輪」を合言葉スローガンとして、各地区で食育推進員が活躍しています。健康づくりのための食生活に関する正しい知識の普及や、生活習慣病予防のための食育事業を、各地区で年間を通して実施しています。

【P. 66】

2 救急医療

●夜間・休日急患診療所

毎日午後7時から午後10時まで、また、日曜日、祝日、年末年始の休日、盆の午前9時から午後5時午前9時から正午、午後2時から午後5時まで、東部医師会急患診療所(富安一丁目)において、診療(内科・小児科)を行っています。

※令和7年4月1日からは日曜日、祝日、年末年始の休日、盆は午前9時から正午、午後2時から午後5時までの時間に変更になります。

●休日救急当番病院

土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日、毎月第二土曜日の午前8時30分から翌日午前8時30分まで、県立中央病院、鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、鳥取生協病院の4病院が輪番で、二次救急患者の診療を行っています。

【P. 68】

☆上記4つの医療費助成の申請については、申請者の本人確認書類(顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点)が必要です。

【P. 69】

4 特定医療費(指定難病)医療費助成

対象となる疾病 ● 難病のうち国が定めた基準に該当する341疾病

【P. 71】

9 小児慢性特定疾病医療費助成・小児慢性特定疾病交通費助成

児童福祉法に基づき、18歳未満の児童(18歳到達後も治療が必要であると認められる場合は、20歳まで)について小児慢性特定疾病に係る医療費の一部の助成を受けることができます。

また、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちのお子さんの県外医療機関受診時の交通費や、治療等のために長期で入院する場合、保護者が付き添う際に要する費用の一部を助成します。

【P.71】

追加事業 **NEW!**

## 10 肝がん・重度肝硬変治療の医療費助成

問  
い  
合  
わ  
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

B型、C型肝炎ウイルスに起因する肝がん、重度肝硬変の患者(年収約370万円以下の方)を対象に、治療に係る医療費の助成を受けることができます。

### 助成の内容

- 対象となる医療費が過去24月で2月以上高額療養費算定基準額を超えた場合に、1月の自己負担額が1万円となるよう助成
- ※助成を受けるためには、事前に参加者証の交付申請が必要です。詳しい手続きについては、問い合わせ先へご確認ください。

### 申請に必要なもの

- 請求書
- 保険資格を確認できるもの
- 参加証の写し
- 医療記録表または医療記録補助票
- 領収証および診療明細書
- 振込口座番号が確認できるもの
- 肝炎治療月額管理表の写し(該当者のみ)

### 申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

【P. 72】

1 こんなときには届け出てください

※1 マイナンバーを利用した情報連携により、添付を省略できる場合があります。

※2 有効期限内の保険証を持っている場合は保険証交付されている場合

【P. 74】

●高額療養費の支給

(※1) 一般は世帯収入の合計が520万円未満～

(※2) 低所得Ⅰは、住民税非課税世帯で、その世帯の各所得が必要経費及び控除(年金の所得については、控除額を80.67万円※給与と所得がある場合は、給与と所得から10万円を控除として計算)を差し引いたときに0円となる人です。

【P. 76】

●受診の際にはお薬手帳を携行しましょう。また、かかりつけ薬局を持ちましょう。

⇒ 薬の副作用などを未然に防ぎ、服薬管理等の薬に関するあらゆる相談に応じ、情報提供していただけます。~~また、飲み残しなどで余っている薬がある場合は、相談により、薬の量を調整してもらえます。~~

【P. 78】

●保険料の軽減制度と減免制度

【基準所得】 ★この基準所得は令和7年度のものです

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
世帯の国民健康保険に加入している人(被保険者)全員の総所得金額等の合計	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+30.5万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+56万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

【P. 80】

1 老齢基礎年金

●老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ支給

イ 繰下げ支給

70歳で請求した場合…支給率142.0%

【P. 83】

3 医療機関で支払う費用

●自己負担割合

オ 低所得者Ⅰ

世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費及び控除(年金の所得は、控除額を80.67万円として計算。給与と所得は10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人並びにまたは老齢福祉年金受給者

【P. 83-84】

●入院時の食事代の標準負担額

入院時の食事代は保険の対象外となり、次のとおり定額負担となります。

現役並み所得者・一般		1食あたり510円※1
低所得者Ⅱ	90日までの入院	1食あたり240円
	過去12カ月で90日を超える入院	1食あたり190円※2
低所得者Ⅰ		1食あたり110円

※1一部300円の場合があります。

※2適用を受けるためには、90日経過後に保険年金課(本庁舎1階13番窓口)又は各総合支所の窓口で「長期入院該当」の申請が必要です。

【P. 84】

●「療養病床」入院時の食費及び居住費の標準負担額

療養を主とする「療養病床」への入院時には、食費及び居住費がかかります。

		1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者・一般		510円(※470円の医療機関も一部あります。)	370円
低所得者Ⅱ		240円	370円
低所得者Ⅰ	下記以外の人	140円	370円
	老齢福祉年金受給者	110円	0円

【P. 84-85】

●高額療養費

自己負担限度額		
適用区分	個人単位	世帯単位
	(外来のみ)	(外来及び入院)
一般Ⅱ	18,000円(※2) (年間上限144,000円)	57,600円 【44,400円】(※32)
一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【44,400円】(※32)

(※2)配慮措置により医療費が30,000円以上150,000円未満の場合は医療費の1割+3,000円。

(※32)【 】は、過去12カ月以内に「外来及び入院(世帯単位)」で4回以上高額療養費の支給があった場合(多数該当)の4回目以降の限度額です。

【P. 91】

■保育園

区分	施設名	電話番号	所在地	定員	開園時間	土曜午後 開園時間	一時 預かり
市立	西郷保育園	0858-85-2633	河原町牛戸13-1	30	7:30~18:00	※合同保育 (河原保育園)	
市立	散岐保育園	0858-85-1788	河原町佐貫755-6	休園中			
市立	さじ保育園	0858-88-0850	佐治町古市130-1	休園中			
私立	津ノ井保育園	0857-51-8227	津ノ井246-1	110	7:00~19:00	19:00まで	
私立	松保保育園	0857-28-0474	布勢91-1	160	7:00~19:00	19:00まで	⊖
私立	よねさと保育園	0857-53-0411	中大路49-1	110	7:00~19:00	19:00まで	
私立	久松保育園	0857-36-3636	東町一丁目208	100	7:00~19:00	18:00まで	
私立	鳥取あすなる保育園	0857-23-3565	江津571-2	160	7:00~19:00	18:00まで	
私立	賀露みどり保育園	0857-28-1278	賀露町南四丁目10-3	80	7:00~18:30	18:00まで	
私立	とうごう保育園	0857-53-1321	西今在家205-1	20	7:30~18:00	※合同保育 (まつほこども園)	○

【P. 92】

■認定こども園

区分	施設名	電話番号	所在地	定員	開園時間	土曜午後 開園時間	一時 預かり
私立	さくら幼稚園・さくら保育園	0857-23-4818	桜谷347	251	7:00~19:00	18:00まで	
私立	鳥取第四幼稚園	0857-51-8780	的場151	150	7:30~19:00	18:00まで	
私立	鳥取第二幼稚園	0857-25-5525	西品治856	140	7:30~19:00	18:00まで	
私立	鳥取第一幼稚園	0857-22-5502	吉方温泉一丁目620-1	50	7:30~19:00	18:00まで	
私立	鳥取第三幼稚園	0857-23-3305	浜坂三丁目16-3	80	7:30~19:00	18:00まで	
私立	鳥取第五幼稚園	0857-59-1177	美萩野二丁目233	20	7:30~19:00	※合同保育 (鳥取第二幼稚園)	
私立	よしなり まなびや園	0857-30-6636	吉成713	138	7:00~18:30	18:00まで	
私立	わかば台こども園	0857-52-6126	若葉台南二丁目205-2	95	7:00~19:00	19:00まで	
私立	さとにこども園	0857-28-4392	里仁27	135	7:00~19:00	19:00まで	
私立	こども園かける	0857-22-5855	立川町五丁目260-6	120	7:30~19:00	19:00まで	⊖
私立	こやまこども園	0857-28-1573	湖山町南一丁目825	115	7:00~19:00	19:00まで	
私立	ついのこども園	0857-51-8227	津ノ井246-1	105	7:00~19:00	19:00まで	
私立	まつほこども園	0857-28-0474	布勢91-1	160	7:00~19:00	19:00まで	○
私立	あすなる久松こども園	0857-36-3636	東町一丁目208	100	7:00~19:00	18:00まで	
私立	鳥取あすなるこども園	0857-23-3565	江津571-2	160	7:00~19:00	18:00まで	

【P. 92】

■ 小規模保育事業

区分	施設名	電話番号	所在地	定員	開園時間	土曜午後 開園時間	一時 預かり
私立	アートチャイルドケア湖山くれよん保育園	0857-30-5875	湖山町北一丁目435	12	7:30~19:30	12:00まで	
私立	ニチイキッズ鳥取駅南保育園	0857-39-7566	興南町113-2 自然堂ビル1階	12	7:30~19:30	18:30まで	
私立	コモド第二保育園湖山	0857-30-6702	湖山町東三丁目1	12	7:30~18:30	※合同保育 (コモド第一保育園)	
私立	ニチイキッズ富安保育園	0857-36-8555	富安二丁目35 鶏鳴学園ビル2階	12	7:30~19:30	18:30まで	
私立	アートチャイルドケア北園くれよん保育園	0857-30-4351	覚寺61-4	12	7:30~19:30	12:00まで	
私立	大覚寺ひまわり保育園	0857-32-8517	大覚寺15-5	12	7:30~19:00	19:00まで	
私立	コモド第三保育園瓦町	0857-50-0616	瓦町261	12	7:30~18:30	※合同保育 (コモド第一保育園)	

【P. 95】

くらし110番相談窓口

市民日常生活の困りごとを相談員が受け付けます。

消費生活相談

【問い合わせ】消費生活センター ☎0857-20-3863

※市役所閉庁日(土日祝日-(年末年始を除く))は「消費者ホットライン 188(局番なし)」をご利用ください。

市民相談

市の業務について、どこに相談したらよいかわからないときは、**総合案内**-市民総合相談課をご利用ください。

【裏表紙の内側】

マイナンバーを利用する主な事務と担当課

担当課	マイナンバーを使用する業務
こども未来課	児童手当に関する事務 児童扶養手当に関する事務 母子家庭自立支援給付の支給に関する事務 母子・父子・寡婦福祉資金貸付に関する事務 小児慢性特定疾病医療費助成に関する事務

【裏表紙の外側】

◆福祉・保健に関する相談・問い合わせ先◆

内容	担当課	電話番号
ひとり親家庭に関すること 児童福祉に関すること 不妊治療費助成に関すること 小児慢性特定疾病医療費助成に関すること	こども未来課(駅南庁舎) kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp	0857-30-8239